

疑義照会・確認の簡素化対応【実施報告書】

宛先	
施設名：独立行政法人 国立病院機構 広島西医療センター	
診療科名：	
医師名：	先生御侍史
FAX番号： 0827 - 57 - 0462	

報告者	
施設名：	
送信者：	
所在地：	
電話番号：（ ）	—
FAX番号：（ ）	—

疑義照会・確認対応の簡素化に関する合意に基づき、添付処方箋の備考欄記載内容の通り変更調剤したことを報告します。
 この度の変更は下記項目番号の（ ）に該当します。項目⑤⑥⑦⑧に該当する変更はカルテの修正をお願いします。
 ※FAX送信文書内訳：実施報告書 1 枚、修正した処方箋の複写（ 枚）

疑義照会・確認対応の簡素化に関する合意項目	
①	併売等で成分名・剤型が同一の場合の銘柄変更（先発品から先発品への変更については目的とする成分の後発品がない薬剤のみを対象）
②	内服薬剤の同一銘柄での「剤型」の変更（先発品から先発品への変更については目的とする剤型の後発品がない薬剤のみを対象）
③	内服薬剤の同一銘柄での「規格」の変更（先発品から先発品への変更については目的とする規格の後発品がない薬剤のみを対象）
④	外用薬について総量が変わらない範囲かつ患者の支払い負担が増えない包装規格変更
⑤	ビスホスホネート製剤等の週1回あるいは月1回服用の製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方された場合の処方過誤日数の適正化 また、ビスホスホネート製剤の用法が朝食後等、明らかに違う場合の用法を「起床時」に変更
⑥	「1日おきに服用」等と処方された薬剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化
⑦	前回、直接電話連絡の疑義照会で処方修正となった内容が今回の処方に反映されていない状況且つ、患者が医師から処方変更説明を受けていなかった場合の前回と同内容の変更
⑧	排便の調節を行う頓服薬（成分がセンノサイドまたはピコスルファートに限る）の残薬調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 頓服回数を減らす又は削除が許容される内容：残薬が多く不要な薬剤の調節 ・ 追加が許容される内容：前回までの「疑義照会・確認の簡素化で排便調節の頓服薬について回数の削減対応」した場合に発生するDo処方の不足分を変更前の内容を上限として追加する対応

※処方を受領された保険薬局様へ：合意に該当しない内容については必ず処方医師に直接電話で疑義照会してください。合意に基づく変更は十分な患者説明と同意を得たのちに行ってください。合意に基づく変更をされた際はすみやかに本様式で報告をお願いします。麻薬は本合意の対象外です。なお、項目①～④に該当する変更については電子カルテに登録されている採用品目の都合上、カルテ修正ができません。

※院外処方箋を交付された先生へ：疑義照会・確認対応の簡素化に関する合意については直接の問合せを妨げるものではありません。調剤薬局から疑義照会の電話を受けた際は必ず対応をお願いいたします。